



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/11/5

NO.293 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126



商売交流会を開催

『やっぱり集まって話したりすることで、
 少しでも商売の情報が得られたり役に立つことがある』

村上民商
 第一歩!



23日、夜7時から民商事務所を会場に「商売交流会」を開催しました。30代と40代の若い会員さんを対象に初めて企画したものです。

参加者は、Aさん（45歳）造園、Bさん（35歳）花屋、竹内会長、県連青木事務局長の4名が集まり交流しました。
 会員のお二人は、以前携わった仕事での顔見知りだったことがわかり意気投合、最後まで商売の話題が尽きることはありませんでした。
 はじめに竹内会長から「今日の参加人数

は少ないですが、村上民商の第一歩ということで商売の情報交換などをしていきたいましよう」と挨拶し、名刺交換と自己紹介から始めました。県連青木事務局長は、「これからの村上民商で様々な催しや交流などを継続的にやっていきたいと思う。民商はいろいろな業種の方が集まっているので、情報交換や勉強もできる。どういう形で集まったりしていこうかなども相談をした」と話しました。
 参加した会員さんは、「商売は宣伝していくのも大切だ。ホームページも作成した。フェイスブックなどもやっているが宣伝の仕方は難しい。いかに人に見てもらえるかが大事だ」「インスタグラムなどをやっているが、今の時代はインターネットでも全国誰でも検索ができるので、商売にも効果はある」と商売状況や仕事内容、これまでの商売の経験談を語り合いました。

これから民商で集まっていこうとする上では「議題を決めて、それにあつた集まり方がいいのではないか」「今日のように、2人だけでもこんなにいるいろんな話ができる。人さえ集まれば、もっと沢山の話が自動的にできると思う。情報交換もできる」など多くの意見が出されました。
 今回は少数の参加でしたが、会員さんからは商売の取り組み方や、仕事に対する意欲が伝わり、内容の濃い有意義な交流会となりました。
 さらにこうした仲間
 の輪をどんどん広げていくことが大切です。



安倍政権は来年10月から消費税を10%への引き上げと複数税率（軽減税率）・インボイス方式を導入しようとしています。消費税に潰されない対策をしましょう。

Q、インボイスって何!?
 A、取引ごとに

税率を区分した請求書

インボイスとは、8%と10%の税率を取引ごとに区分した請求書のことです。10%への増税反対の運動をさらに広げることが必要です。



11月の無料法律相談

日時 11月20日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所
 新潟中央法律事務所
 小淵真理子弁護士

※相談を希望の方は、11月16日(金)までに民商へ連絡をお願いします。
 その後の受付分は、次回12月の相談とさせていただきます。

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。